



認定企業に対する税制優遇制度

普通償却限度額の32%の割増償却

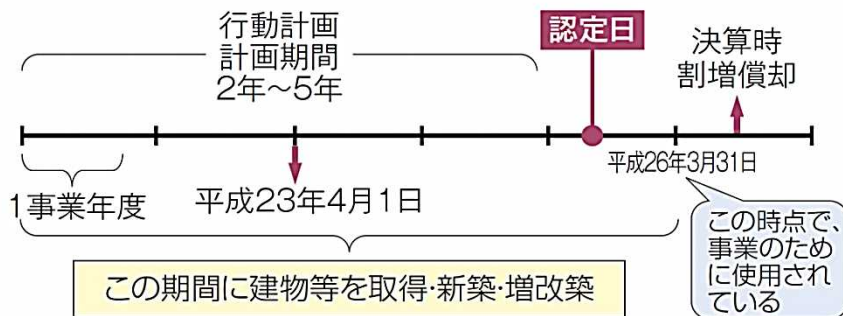
適用対象となる事業主の要件

- 青色申告を提出する事業主であること
- 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けること

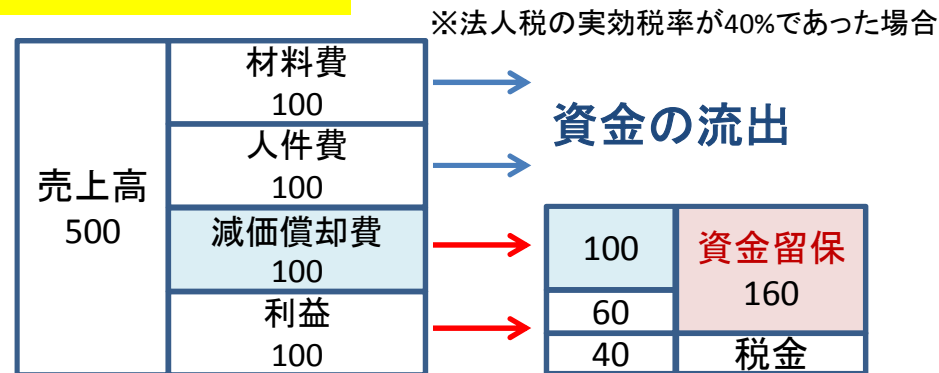
適用対象の建物等

- ① 次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物等
- ② 認定を受ける対象となった行動計画の計画期間の開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に
(ア) 取得した建物等で、その建設の後、事業のために使用されていないもの
又はその期間内に(イ) 新築・増改築をした建物等

※①、②を共に満たす建物及びその付属設備が対象

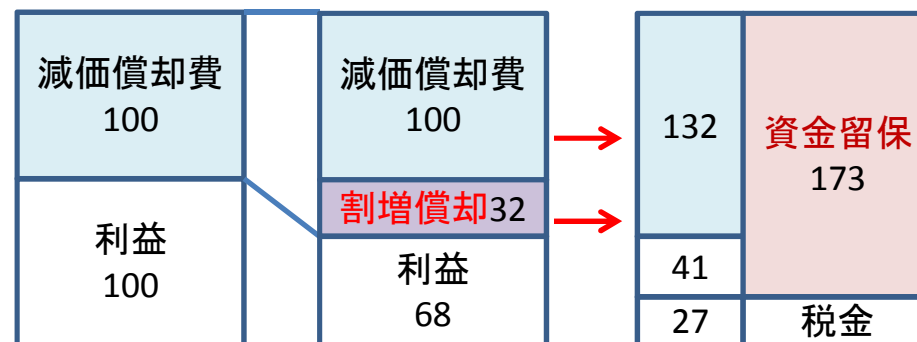


通常の償却のイメージ



※法人税は減価償却費に対してかからないため、利益100に対して税額40となり、その結果、160の資金が手元に残ります。

くるみん税制優遇の割増償却32%を利用した場合のイメージ



※普通償却費に加えて割増分の32が減価償却費として計上され、利益利益が68となり、税額も27となった結果、173の資金が手元に残ります。

くるみん税制優遇によって13の節税